

# 通所介護重要事項説明書

<令和7年9月1日現在>

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0263-54-0294 (毎日 午前8時30分～午後5時30分)

管理者 小口 昌枝 (担当 東上 真紀・竹村 俊瑛・横林 大亮)

## 1 デイサービスセンターつくしの郷の概要

### (1) 事業所の名称、所在地等

事業所名	デイサービスセンターつくしの郷
所在地	塩尻市広丘堅石2150番地2
介護保険事業所番号	2071500165
通常の事業の実施地域※	塩尻市

### (2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者 (生活相談員)	介護福祉士	1名		統括・生活相談・ 通所介護計画作成	1名
生活相談員 (介護員)	介護福祉士	2名		生活相談・介護	3名
	社会福祉士	1名			
看護師 (機能訓練指導員)	看護師	1名	2名	健康管理 日常生活訓練指導	3名
介護員	介護福祉士	2名	3名	介護	12名
	初任者研修修了者	—	6名		
	社会福祉士	1名	—		
介護補助員			1名	介護補助	1名
事務員			1名	保険請求、報告	1名

### (3) 同事業所の設備の概要

定員	12名	静養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室 48.75 m <sup>2</sup>	相談室	1室
浴室	一般・リフト浴槽	送迎車	3台

### (4) 営業日、営業時間

営業日	毎日 ただし、必要に応じて休業する
営業時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	9時30分～16時45分

## 2 サービス内容

①送迎 ②食事 ③入浴 ④機能訓練 ⑤口腔ケア ⑥生活相談 等

## 3 料金

### (1) 利用料金

利用料金については、契約書別紙にて定められたとおりです。

(2) キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①ご利用日の当日午前8時30分までにご連絡いただいた場合	無 料
②ご利用日の当日午前8時30分までにご連絡がなかった場合	デイサービス介護 利用料の10%

(3) 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、同月末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収証を発行します。

お支払方法は、事業者の指定金融機関の口座から引き落としをさせていただきます。金融機関は契約の際に選ぶことができます。

4 当事業所のデイサービスの特徴等

(1) 運営方針

利用者の意思及び人格を尊重する。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
時間延長の可否	有	
従業員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
男性介護員の有無	有	
第三者評価の実施	無	
自然災害発生時における業務継続計画書	有	
感染症発生時における業務継続計画書	有	

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ① 持ち物・衣類・履物には必ず記名してください。
- ② 送迎中又は、センター内で体調が悪くなった場合には、連絡又は家族に来ていただくか早めに送って行くこともあります。
- ③ 帰宅後は、持ち物と連絡帳を確認してください。
- ④ 必要のない物は、持参しないでください。
- ⑤ 利用者に変動が生じた場合（入院・転居・死亡・家族状況等）はすぐにご連絡ください。

5 非常災害対策

- (1) 防災時の対応 災害時は人命の安全確保並びに被害の軽減を図るため、総括・通報連絡担当・非難誘導担当・消火担当・救護担当の各分担の責任者を決め必要な業務を行う。
- (2) 防災設備 消火器・自動火災報知設備・誘導灯
- (3) 防災訓練 避難訓練（年2回）・消火訓練、通報訓練（年1回）
- (4) 防火管理者 小口 昌枝

6 事故発生時の対応

- ①事業者は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、利用者の身元引受人等関係者に連絡するとともに、必要に応じ速やかに市町村への連絡など、必要な措置を講じます。

②サービス提供において、事故が生じた時はその原因を調査し、利用者、事業者双方誠意をもって協議し、必要な策を講じます。

## 7 損害賠償責任

事業者は、以下の各号に該当するときには、事業者の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生したとき。
- ② 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生したとき。
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生したとき。
- ④ 利用者が、事業者もしくは職員の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生したとき。
- ⑤ 事故が不可抗力によって発生したとき。
- ⑥ 予見し得ない利用者の自由意志に基づく行動の結果、身体拘束以外に防ぐ方法のない事故が発生したとき。

## 8 サービス内容に関する相談・苦情

### ① 当事業所ご利用お客さま相談・苦情担当

電 話 0 2 6 3 - 5 4 - 0 2 9 4

(受付時間：毎日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)

所 長 小口 昌枝 (担 当 東上 真紀・竹村 俊瑛・横林 大亮)

### ② その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

塩尻市健康福祉部介護保険課介護保険係 電話0 2 6 3 - 5 2 - 0 2 8 5

長野県福祉サービス運営適正化委員会 電話0 2 6 - 2 2 6 - 2 2 1 0

長野県国民健康保険団体連合会介護保険課 電話0 2 6 - 2 3 8 - 1 5 8 0

## 9 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会

代表者役職・氏名 会長 小池 晴夫

所在地・電話番号 長野県塩尻市大字広丘堅石 2151 番 2 (0263-53-7564)

定款の目的に定めた事業

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 1 から 3 のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) ボランティア活動の振興

- (8) 居宅介護支援事業の経営
- (9) 地域包括支援センターの経営
- (10) 老人訪問介護事業の経営
- (11) 老人デイサービス事業の経営
- (12) 訪問入浴介護事業の経営
- (13) 老人福祉センターの経営
- (14) 障害者福祉センターの経営
- (15) 障害福祉サービス事業の経営
- (16) 障害児通所支援事業の経営
- (17) 地域活動支援センターの経営
- (18) 暮らしの資金貸付事業
- (19) 福祉総合相談事業
- (20) ふれあいセンターの経営
- (21) 児童館の経営
- (22) 福祉サービス利用援助事業
- (23) 成年後見支援センター事業
- (24) 自立相談支援事業
- (25) 特定相談支援事業、障害児相談支援事業の経営
- (26) その他この法人の目的達成のため必要な事業

年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者

所在地 塩尻市広丘堅石2151番地2

事業者 塩尻市社会福祉協議会

会長 小池晴夫 印

説明者

所属 塩尻市デイサービスセンターつくしの郷

氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名

印

(代理人)

住所

氏名

(続柄) 印